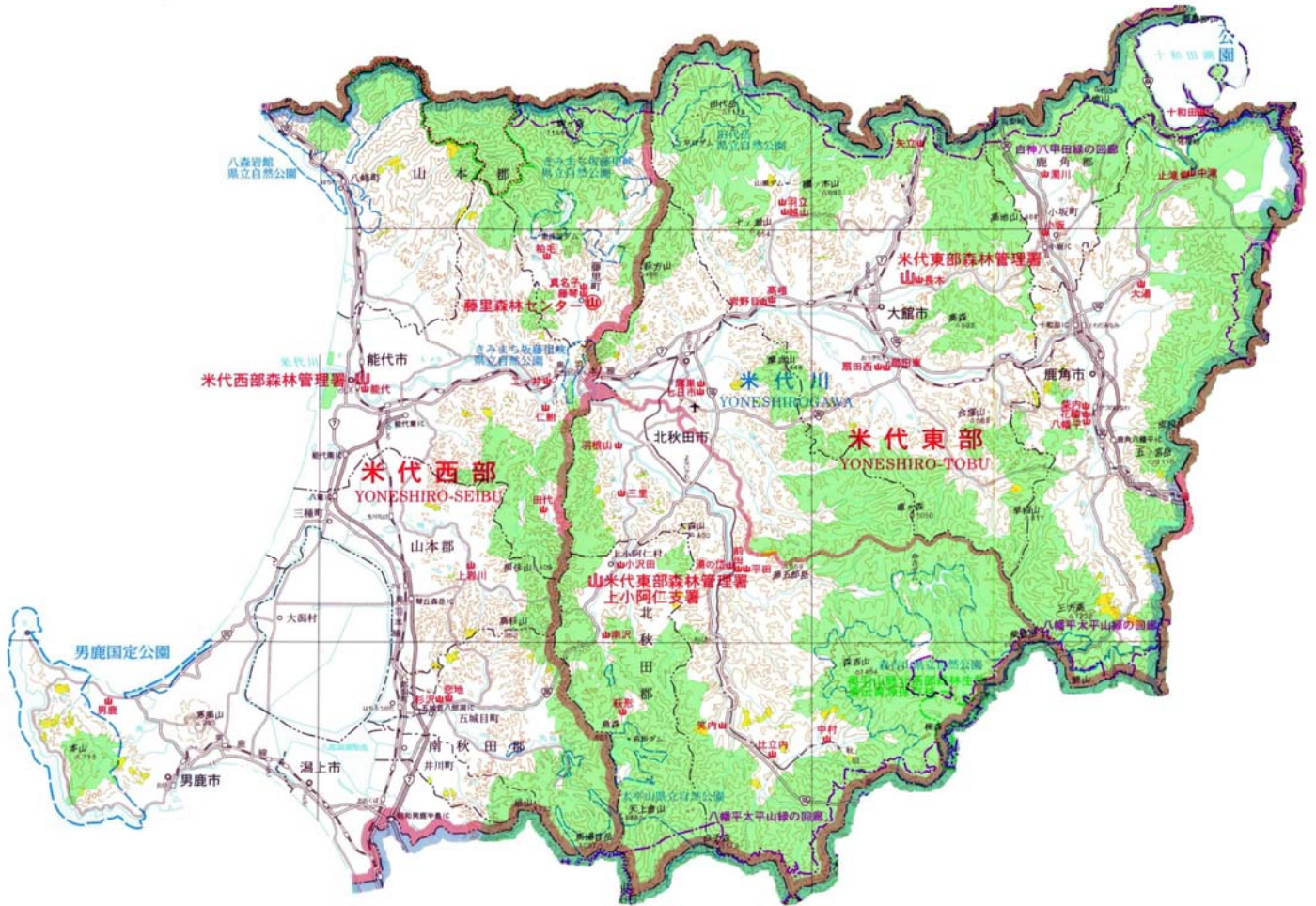




米代川国有林の地域別の森林計画書（案）
（米代川森林計画区）

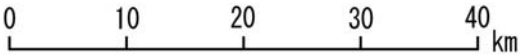
計画期間 自 平成25年4月1日
至 平成35年3月31日

東北森林管理局

米代川森林計画区的位置図



	国有林野
	官行造林



目 次

I	計 画 の 大 綱	
1	森林計画区の概況	1
2	前期計画の実行結果の概要及びその評価	4
3	計画樹立に当たっての基本的考え方	5
II	計 画 事 項	
第1	計画の対象とする森林の区域	6
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
1	森林の整備及び保全の目標	
	その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
(1)	森林の整備及び保全の目標	7
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	9
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	12
第3	森林の整備に関する事項	13
1	森林の立木竹の伐採に関する事項	13
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	13
(2)	立木の標準伐期齢	14
2	造林に関する事項	15
(1)	人工造林に関する基本的事項	15
(2)	天然更新に関する基本的事項	16
3	間伐及び保育に関する事項	17
(1)	間伐の標準的な方法	17
(2)	保育の標準的な方法	17
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	19
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	19
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	21
(1)	林道（林道専用道を含む。以下同じ。）等の 開設及び改良に関する基本的な考え方	21
(2)	効率的な森林施業を推進するための 路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方	21
(3)	更新を確保するため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法	22

(4) その他必要な事項	-----	22
6 森林施業の合理化に関する事項	-----	23
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	-----	23
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	----	23
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	-----	23
第4 森林の保全に関する事項	-----	24
1 森林の土地の保全に関する事項	-----	24
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	-----	24
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の 保全に特に留意すべき森林の地区	-----	24
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要のある森林及びその搬出方法	-----	25
2 保安施設に関する事項	-----	26
(1) 保安林の整備に関する事項	-----	26
(2) 保安施設地区に関する事項	-----	26
(3) 治山事業に関する事項	-----	26
(4) その他必要な事項	-----	26
3 森林の保護等に関する事項	-----	27
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	-----	27
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	-----	27
(3) 林野火災の予防の方針	-----	27
(4) その他必要な事項	-----	27
第5 計画量等	-----	28
1 伐採立木材積	-----	28
2 間伐面積	-----	28
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	28
4 林道の開設又は拡張に関する計画	-----	29
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	-----	32
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-----	32
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	--	32
(3) 実施すべき治山事業の数量	-----	33
第6 その他必要な事項	-----	35
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	--	35
別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	-----	49

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置

本森林計画区は、秋田県の北部に位置し、北側は津軽森林計画区、東側は三八上北及び馬淵川上流森林計画区、南側は雄物川森林計画区に接し、能代市などの6市9町村を包括する区域である。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区は、北は二ツ森(1,086m)、真瀬岳(988m)等を擁する白神山地があり、南は太平山(1,170m)、大仏岳(1,167m)、焼山(1,366m)等がそびえ、東は四角岳(1,003m)、八幡平(1,613m)等が連なる奥羽山脈が縦に走って三方を山に囲まれている。さらに、西は本山(715m)を主峰とする男鹿半島が日本海に突き出ている。

主要な水系は米代川で、奥羽山脈の四角岳にその源を發し、いったん岩手県の田山盆地に流れ出た後、反転して秋田県北部を西に向かい横断して流れている。この米代川は、東北部では八幡平に源を持つ熊沢川、十和利山に源を持つ大湯川等と、中央部では竜ヶ森に源を持つ犀川、小繋森に源を持つ小猿部川、東方から流れている長木川、田代岳に源を持つ岩瀬川、早口川、また、南から流れ小阿仁川などを集めた大支流の阿仁川、さらに、白神山地に源を持つ粕毛川、藤琴川、そして能代市の東端を流れる常磐川等の諸支流を集め、能代市で日本海に注いでいる。

また、白神山地から西に流れて直接日本海に注ぐ真瀬川、八郎瀧残存湖に注ぐ馬場目川等がある。

イ 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、第三紀の凝灰岩類、泥岩などの堆積岩及び安山岩、流紋岩などの火成岩類が複雑に交錯しながら広く分布し、山地や丘陵地を形成している。また、第四紀の火山活動による噴出物が駒ヶ岳、田代岳、十和田湖、八幡平、焼山、森吉山、大仏岳を中心に広く堆積して高所を形成し、第四紀の砂泥など未固結堆積物が低地を形成している。さらに花崗岩類が太平山から白子森及び竜ヶ森周辺に広く分布している。

土壌型は、褐色森林土が主で海拔高700～800m以下の山地や丘陵地帯に広く分布し、全体の82%を占めている。また、そのうち35%は林地生産力の高い土壌(B d～B f型)である。次いで、ポドゾルが約6%を占め、高海拔地帯や山地帯の狭小尾根部に出現している。他に、黒色土が丘陵地や段丘に約1%分布している。

ウ 気 候

本森林計画区の気候は、最高気温33℃、最低気温-10℃、年平均気温10℃前後、年降水量約1,700mm、最深積雪は沿岸部の能代市で40cmと比較的少なく、内陸山間部の阿仁合で120cmである。沿岸部の冬季は積雪量が少ないものの北西の季節風が厳しい。

また、内陸上流部と沿岸部では年平均約5℃の気温差がある。

エ 林 況

① 人工林

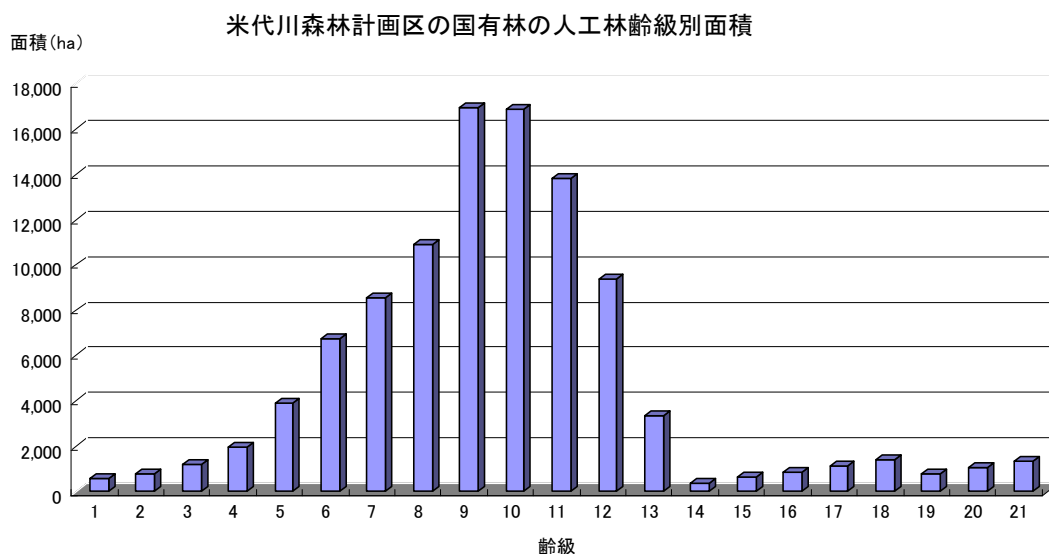
人工林面積は103千haで、立木地面積202千haの51%を占めている。

また、人工林蓄積は19,806千m³で、総蓄積33,958千m³の58%を占めており、樹種別ではスギが92%、カラマツが6%、アカマツが2%となっている。

齢級配置は、8齢級～11齢級が全体の57%を占めており、偏ったものとなっている。

② 天然林

天然林は99千haで、立木地面積の49%を占めており、ブナ類を主体とする広葉樹林が大半を占めている。



(3) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は521千haで、秋田県の総面積の45%を占めている。

土地の利用状況は、森林が386千haで計画区面積の約74%を占め、農地が約12% (水田10%)、その他が約14%となっている。

イ 地域産業の概要

本森林計画区内の就業者総数は154千人で、その産業別の就業割合は、第1次産業12%、第2次産業26%、第3次産業62%となっている。

総生産額は約1兆749億円で、その産業別の割合は、第1次産業4%、第2次産業21%、第3次産業75%となっている。

なお、第1次産業に占める林業の割合は、産業別就業者数では6%、総生産額では2%となっている。

このほか、十和田八幡平国立公園、男鹿国定公園並びに森吉山、八森岩館、秋田白神、きみまち阪、田代岳及び太平山の各県立自然公園、スキー場、温泉郷等が有り、雄大な自然景観と観光資源に恵まれた地域である。

ウ 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は211千haで、計画区内の土地面積521千haの40%、森林面積386千haの55%を占め、秋田県内では国有林率が最も高い地域である。

なお、本森林計画区は、歴史ある林業地域であるとともに、貴重な野生動植物が多く生育・生息しており、生物多様性確保の観点から、森林生態系保護地域など各種保護林を18箇所設定しているほか、「白神八甲田緑の回廊」、「八幡平太平山緑の回廊」及び「奥羽山脈緑の回廊」を設定している。

また、白神山地森林生態系保護地域周辺は、世界遺産に登録されていることから、近年、国民的な関心が高く、多くの入り込み利用者があり、レクリエーションの場としての要請が高い地域である。



2 前期計画の実行結果の概要及びその評価

前期計画の前半5ヵ年（平成20年度～平成24年度）の実行結果の概要については、下表のとおりである。

主伐については、分収林の契約相手の意向による繰上伐採などにより、計画を上回る実績となった。

間伐については、概ね計画どおりの実績となった。

人工造林については、皆伐箇所の新植による確実な更新を実施したが、計画期間の後半に主伐を実施し更新が次期計画に持ち越したことなどにより、計画を下回る実績となった。

天然更新については、天然更新の完了を確認するまで一定の期間を設けることとしたため、計画を下回る実績となった。

林道の開設については、豪雨等の自然災害により当初見込まれていなかった災害箇所の改良に優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

林道の拡張（改良）については、豪雨等の自然災害により当初見込まれていなかった災害箇所に優先的に対応したため、計画を上回る実績となった。

保安施設事業等の実施については、豪雨等の災害の発生により当初見込まれていなかった箇所の災害復旧を優先して実行し、また、地球温暖化対策に資するための本数調整伐を積極的に推進したため、計画を上回る実績となった。

○ 前期計画の前半5ヵ年の実行結果の概要

項目	計画	実行
伐採立木材積	2,094 千m ³	2,015 千m ³ (96)
主伐	275 千m ³	346 千m ³ (126)
間伐	1,819 千m ³	1,669 千m ³ (92)
造林面積	1,045 ha	518 ha (50)
人工造林	584 ha	387 ha (66)
天然更新	461 ha	154 ha (33)
林道等の開設又は拡張	開設：94.1km 拡張：18箇所	開設：43.6km(46) 拡張：136箇所
保安林等の整備	指定：3,333ha 解除： ha	指定：3,359ha(101)解除： 0ha
水源かん養	指定：3,333ha 解除： ha	指定：3,359ha(101)解除： 0ha
災害防備	指定： ha 解除： ha	指定： ha() 解除： ha
保健、風致の保存等	指定： ha 解除： ha	指定： ha() 解除： ha
治山事業	91 地区	184 地区

注 () 内数値は計画量に対する実行量の割合 (%) である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に重要な役割を果たしており、また木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、我が国が有する貴重な再生可能資源である。その恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、今後多くの人工林が利用期を迎えつつある。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、立地条件及び国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

さらに、これらの森林の整備及び保全の展開基盤として、路網整備の推進等の条件整備に取り組むことが必要である。

この計画においては、上記のような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業に関する指針や路網整備に関する目標等森林の整備に関する事項、治山や森林の保護の方針等森林の保全に関する事項を明らかにするものである。

なお、計画の樹立に当たっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特性及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での緊密な連絡調整を図りつつ、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮するものである。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○ 市町村別面積

単位 面積：ha

市 町 村	面 積	備 考
総 数	211,075.99	
能 代 市	9,047.92	米代西部森林管理署
大 館 市	42,110.56	米代東部森林管理署
男 鹿 市	2,429.83	米代西部森林管理署
鹿 角 市	36,592.42	米代東部森林管理署
潟 上 市	270.26	米代西部森林管理署
北 秋 田 市	57,792.72	米代東部森林管理署及び上小阿仁支署
小 坂 町	10,426.51	米代東部森林管理署
上小阿仁村	17,748.66	上小阿仁支署
藤 里 町	18,136.63	米代西部森林管理署
三 種 町	2,567.29	〃
八 峰 町	4,142.25	〃
五 城 目 町	8,733.19	〃
井 川 町	1,077.75	〃

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局、米代東部森林管理署、上小阿仁支署及び米代西部森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進することとする。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進することとする。

そのため、本森林計画区の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、森林の構成、本森林計画区における国有林の位置付け等を踏まえ、以下に掲げる森林の整備及び保全の目標及び基本方針において、森林の有する多面的機能を発揮する上での望ましい姿、機能発揮に向けた誘導の考え方、目標とする森林の状態を明らかにする。

(1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業のその他経済活動の基盤となる安定的な水資源の確保に資するよう、全面的に水源涵養機能の維持増進を図ることとする。また、全般に積雪量が多く、地質的にも脆弱な山地が多いため、山地災害防止／土壤保全機能の維持増進に配慮し、間伐等の適切な実施や天然力を活用した施業を主体とした森林整備を推進して活力ある健全な森林状態を維持することとする。

また、地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとするとともに、松くい虫による被害及びナラ枯れ被害については、未被害地域への被害の拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

さらに、本森林計画区の国有林は、白神山地世界遺産地域や十和田八幡平国立公園等、原生的あるいは優れた景観を有し、かつ社会的に注目度の高い森林も多いため、このような森林においては保健・レクリエーション機能及び生物多様性保全機能の維持増進に配慮して整備・保全していくこととする。

以上の目標の実現を図るにあたり、森林の有する各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

(山地災害防止機能／土壌保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

(快適環境形成機能)

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

(生物多様性保全機能)

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。

なお、本機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、上記の森林など属地的な発揮が期待されるものを除き、特定の森林が対象とはならない。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

ア 期待する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

(水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(山地災害防止機能／土壌保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(快適環境形成機能)

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

イ 森林の誘導の考え方

① 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林の誘導については、育成のため的人為^{※1}の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

a 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

b 育成複層林

森林を構成する林木を択伐^{※2}等により伐採し、複数の樹冠層^{※3}を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

c 天然生林^{※4}

主として天然力^{※5}を活用することにより成立させ維持する森林。

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

※3 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

※5 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

② 森林の区分に応じた誘導の考え方

森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に森林を利用していくため、以下の誘導の考え方に基づき森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理を実施することとし、立地条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は立地条件に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在するなど継続的な資源利用が見込まれる森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	102,186	100,403
	育成複層林	2,535	2,915
	天然生林	97,308	96,668
森林蓄積 m ³ /ha		168	182

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採することとする。

また、長伐期施業を行う林分の主伐の時期は、通常の伐期齢のおおむね2倍程度に相当する林齢に達したときとする。

イ 育成複層林施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行うこととする。

- a 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率、繰り返し期間によること。

b 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮すること。

ウ 天然生林施業を行う森林

天然生林施業に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

a 主伐については、イの主伐についての留意事項によること。

b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこと。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として次のとおり定める。

区 域	樹 種					
	針葉樹				広葉樹	
	スギ	アカマツ、クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	用材	その他
全 域	50	40	35	50	60	25

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的な事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件を的確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

イ 人工造林の標準的な方法

① 人工造林の植栽本数

下表を目安とし、立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整する。

なお、複層林施業については、下表の植栽本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数を目安とする。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

単位 本/ha

樹種	植栽本数
スギ	2,500～3,000
カラマツ	2,000～2,500

② その他人工造林の標準的な方法

a 地 拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた効率的な作業方法を採用することとする。

ブナ等の有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

b 植 付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長が期待できるよう実施する。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的な事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、刈出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

b 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

c 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木に相互の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木樹高がおおむね9 m、かつ、収量比数がスギ0.60以上、アカマツ0.70以上、カラマツ0.65以上とする。

イ 間伐の繰り返し期間

林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に影響を及ぼす期間を考慮して決定することとし、おおむね10年（ただし、カラマツにあつては8年）を目安とする。

ただし、高齢級（60年生以上）の林分については、林冠の閉鎖に要する期間を考慮して、15年以上を目安とする。

ウ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあつては8年前）を目安とする。

エ 間伐率

材積間伐率は、35%を超えないものとする。

ただし、法令等により間伐率に限度が定められている場合は、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施に当たっては画一性を排し、植栽木の生育状況等現地の実態に即した効果的な作業の時期、回数等を十分検討の上適切に行うこととする。

ア 作業時期、回数

樹種	作業種	保育作業計画 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	○	○	○	○	○	○									
	つる切							←	○	→						
	除伐(つる切)								←	○	→	←	○	→		
アカマツ	下刈	○	○	○	○	○										
	つる切						←	○	→							
	除伐(つる切)							←	○	→						

注 下刈2回刈、その他明示されていない保育については、現地の実態に即し、必要に応じて行う。

イ 施業方法の基準

a 下刈

植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行うこととする。

下刈の終期は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施し、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に行うこととする。

c 除伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び形質不良な植栽木の除去を目的として行うこととする。

なお、豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行うこととする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については、以下の考え方に従い、別表のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等は除く。

② 森林の有する土地に関する山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

a 山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等は除く。

b 快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

c 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健機能／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等は除く。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

② 森林の有する土地に関する山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じて森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択することとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を推進することとする。

○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路線数	延長
基幹路網	646	1,693
うち林業専用道を含む路線	16	20

注 基幹路網は自動車道、軽車道の計である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を推進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度により路網を整備する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

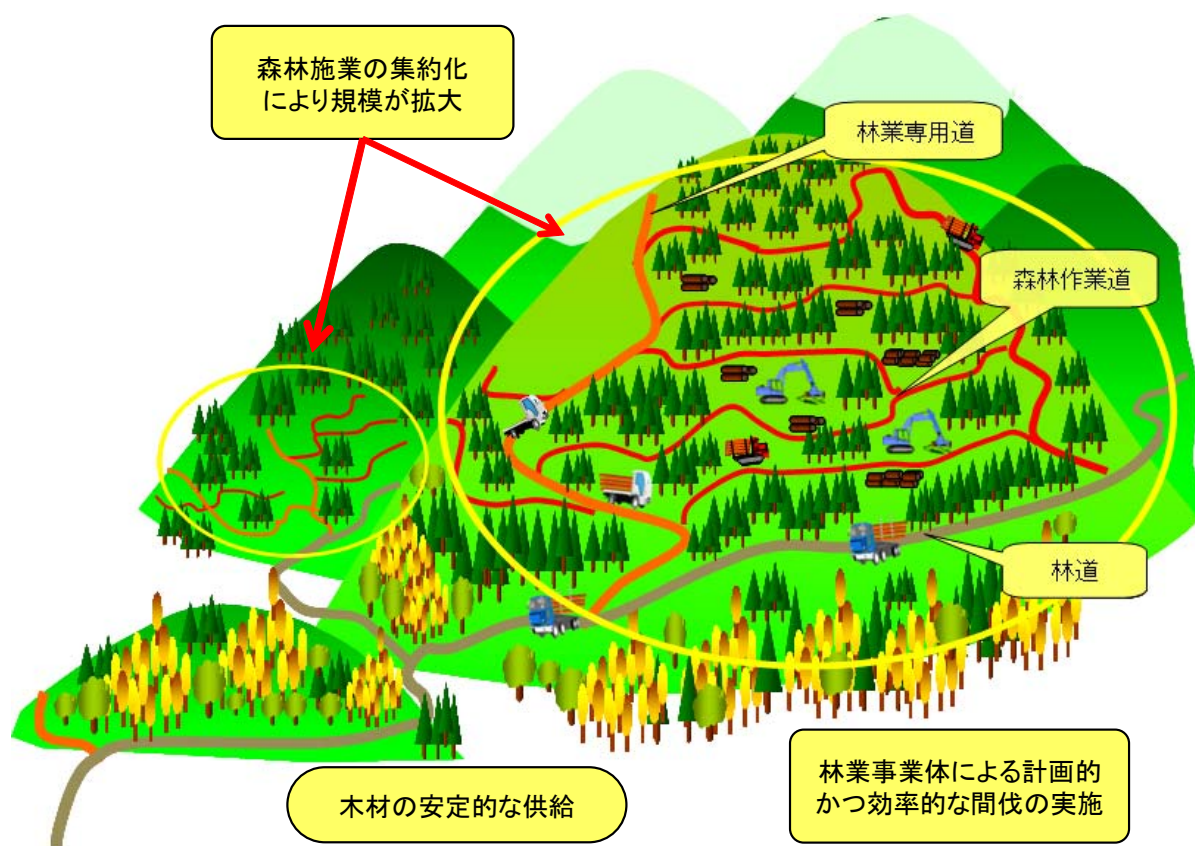
2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワード等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

林道の開設等に当たっては、林地の保全に留意するとともに、県と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努めることとする。



【効率的な森林施業のイメージ】

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を推進する上で、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成、強化が重要となってくる。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成、強化を図るとともに、これらを通じて優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的、安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保し得るよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、着実に広まってきているものの、高性能林業機械の作業性能を最大限に引き出した作業システムへの移行が進展せず、労働生産性の向上、生産コストの縮減に繋がっていない状況が見られる。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の促進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

間伐材のシステム販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者のニーズに即した製品を供給し得る体制の確立に民有林と連携しながら取り組むこととする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、地形、地質等の条件等に応じて実施地区を選定するとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずるものとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	地区（林班）			
総 数		198,783.77	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。 土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
能 代 市	1～62、64～92、134～155、1001～1004、1048～1055、1201～1205、1267、1268、(常)2、6	7,778.90		
大 館 市	1～177、1001～1158、2063～2086、2201～2342、2344～2418、2420～2425	40,191.14		
男 鹿 市	2089～2092、2101、2102	604.65		
鹿 角 市	3036～3080、3101～3181	34,676.17		
潟 上 市	2071～2073	222.12		
北 秋 田 市	206～266、1001～1053、2001～2161、2569～2582、(三)1、(合)5	56,003.04		
小 坂 町	3001～3035、3081～3088	10,374.32		
上小阿仁村	1～165	17,248.91		
藤 里 町	1005～1035、1037、1039～1047、1102～1187	17,746.63		
三 種 町	95、96、99～122、124、126～133	1,513.68		
八 峰 町	156～176、(塙)2、3	3,814.69		

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	地区 (林班)			
五 城 目 町	2001～2020、2022～2056、 2058～2060 (浅)1	7,601.81	1 保安林等については、 指定の目的の達成に必要な 施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、 山地災害防止機能等に 支障を及ぼすことのないよ う留意する。	
井 川 町	2061～2070	1,007.71	土地の形質変更は極力行 わない。やむを得ず行う場 合は、必要最小限の規模と し、土砂の流出の防止等の 施設を設けるなど林地の保 全に十分留意するものとす る。	

注 ()書きは官行造林地で、契約者等名称は下記のとおり。

(常)：常磐財産区

(三)：三木田官行造林組合

(合)：合川町

(埜)：埜川財産区

(浅)：五城目町(旧浅見内神明社)

(3) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方
法

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

(2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

(3) 治山事業に関する事項

豪雨、地震、地すべり、流木等による山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、地域の実情を踏まえつつ迅速かつ機動的な治山施設の設置等を行い、災害に強い森林の保全・再生を推進することとする。

また、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進することとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視等を適正に行うこととする。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図ることとする。

また、ナラ枯れ被害については、関係機関と連携の上、重点的に防除を行うナラ林及びその周辺について効果的、効率的な巡視及び防除対策の推進を図ることとする。



【松くい虫防除のための薬剤散布（風の松原）】

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進することとする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

(4) その他必要な事項

森林の面積、森林の管理状況等を勘案して、林内歩道の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

特に、白神山地世界遺産地域については、その原生的な森林生態系の保全にあたり、モニタリングや巡視などの保全管理を推進することとする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	4,531	4,508	23	1,793	1,770	23	2,738	2,738	0
前半5ヵ年の計画量	2,279	2,273	6	1,065	1,059	6	1,214	1,214	0

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 量	41,944
前半5ヵ年の計画量	18,610

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 量	2,619	673
前半5ヵ年の計画量	985	191

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業 専用道	能代市	ツキノ沢	1.0	131	○	1	
				脇沢	1.5	63	○	2	
				笹森	2.0	78	○	3	
				小滝林道滝ノ沢支線	1.2	107		4	
				梅内第二	2.0	83		5	
				長五郎沢	1.5	120		6	
				二の又	1.5	65		7	作業道格上
				庄左右衛門	1.5	76		8	
				七兵エ沢	1.5	187		9	
			小計	9路線	13.7				
			大館市	東ノ又沢	0.5	165	○	10	
				小新沢	2.0	87	○	11	
				鯉沢	1.4	203	○	12	
				茂内金山沢	0.9	165	○	13	
				別所沢	1.0	156	○	14	
				勘太郎沢	2.9	108	○	15	
				カマノ沢	0.5	67	○	16	
				夏焼沢	1.9	155	○	17	
				オップ沢	2.8	131	○	18	うち0.8km後期
				大野	2.0	131	○	19	
				薄市	3.7	252	○	20	うち2.2km後期
				甚太郎沢	1.7	108		21	
				長根沢	2.8	43		22	
				志戸内	2.6	126		23	
				砥沢	1.5	147		24	
				小高四郎	2.8	458		25	
				舟打沢	1.9	198		26	
			小計	17路線	32.9				
			鹿角市	扇の平	3.6	86	○	27	うち1.6km後期
				糠窪沢	1.0	185	○	28	
				カラタマ沢	2.1	240	○	29	
				夏尻沢	2.0	254	○	30	
				小又沢	5.2	222	○	31	うち1.0km後期
				面内	2.6	88		32	
				折ヶ島	1.2	118		33	
小計	7路線	17.7							
潟上市	大沢	1.0	118		34				
小計	1路線	1.0							
北秋田市	湯ノ沢	1.4	92	○	35				

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ年の 計画箇所	対図 番号	備考	
開設	自動車道	林業 専用道	北秋田市	留山沢	0.6	90	○	36		
				バラノ沢	1.2	62	○	37		
				松沢畑ノ沢	2.0	136	○	38	うち0.9km後期	
				鍋越沢	0.5	60		39		
				露熊沢	3.0	164	○	40		
				千本杉沢	2.3	340	○	41		
				万内森	3.1	223	○	42		
				高津森支線	0.7	31	○	43		
				春慶沢第2	2.8	71	○	44	うち1.8km後期 作業道格上	
				春慶沢第3	3.5	82	○	45	うち2.0km後期	
				畑の沢分線	1.4	102	○	46		
				市ノ又	2.0	111	○	47		
				黒森	2.3	214	○	48		
				大沢	7.1	16	○	49	作業道格上	
				タタラ沢支線	1.0	109	○	50		
				千本杉沢支線第2	1.9	254		51		
				山猫沢	2.0	220		52		
				冷水沢	2.0	200		53		
				小計	杉森支線	1.5	77		54	
				20路線	42.3					
				小坂町	酒屋沢	2.3	151	○	55	うち1.6km後期
					雑魚沢	1.8	102	○	56	
				小計	2路線	4.1				
				上小阿仁 村	黒岩	2.8	78	○	57	
					浮内支線	1.0	48	○	58	作業道格上
					ヒル沢第2	0.4	60	○	59	作業道格上
					橋場支線	3.2	187	○	60	うち2.2km後期
					一の又	1.5	199		61	
					小田瀬第二	2.8	273		62	
				小計	6路線	11.7				
				藤里町	タタラ沢	0.8	109	○	63	
					千本杉沢	1.5	121	○	64	
					突込沢第二	0.8	117	○	65	
					素波里	10.1	459	○	66	うち6.0km後期
					華沢	1.5	98	○	67	
					里沢	1.0	59	○	68	
					行人沢	1.5	60	○	69	
					出戸引越沢	1.2	65	○	70	
					相取沢	1.0	166	○	71	

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ年の 計画箇所	対図 番号	備考	
開設	自動車 車道	林業 専用道	藤里町	ニゴリ沢	1.0	102		72		
				モヤ沢	1.0	67		73		
				糠沢	1.0	86		74		
			小計	12路線	22.4					
			八峰町	平沢	0.7	96	○	75		
				日蔭沢第二	4.0	71	○	76	うち3.0km後期	
				中の又	1.0	123		77		
				浚沢	2.0	169		78		
			小計	4路線	7.7					
			五城目町	割山沢	0.9	94	○	79		
				タヤノ沢	2.8	60	○	80		
				土倉沢	1.0	91	○	81		
				鍋倉	0.9	124	○	82		
				糸沢	1.5	197	○	83		
				水無沢	1.0	111	○	84		
				保呂瀬第三	2.0	341	○	85		
				横山沢	1.0	191		86		
				関ヶ沢	1.0	154		87		
				大琴沢	1.0	62		88		
			小計	10路線	13.1					
合計				88路線	166.6					
前半5カ年の計画量				58路線	95.0			うち9.5km格上		
拡張	自動車 車道	林業 専用道	大館市	小茂内	0.2		○			
				北又沢	0.1		○			
				芦内	0.2		○			
				宗行沢	0.3		○			
				砥沢	0.1		○			
			小計	5路線	0.9					
			北秋田市	湯ノ沢	0.1		○			
			小計	1路線	0.1					
鹿角市	中畑沢	0.1		○						
	小計	1路線	0.1							
合計				7路線	1.1					
前半5カ年の計画量				7路線	1.1					

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5ヵ年の計画面積	
総数（実面積）	195,040	195,040	
水源かん養のための保安林	184,848	184,848	
災害防備のための保安林	9,337	9,337	
保健、風致の保存等のための保安林	8,799	8,799	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等該当なし

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源かん養	—	—	—	4,711.64	—
災害の防備	—	—	—	912.74	—
保健・風致の保存等	—	—	—	5,406.85	—
計	—	—	—	6,250.39	—

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区 域		前半5カ年の計画		
能代市	44、45、153、154、155、	5	3	溪間工 本数調整伐	
大館市	10、11、33、89、104、114、128、 144、152、154、155、160、168、 173、1004、1005、1013、1030～ 1032、1034、1038、1040、1043、 1049、1064、1065、1067、1076、 1108、1136、1157、2202、2218 ～2221、2225、2226、2233、 2298、2299、2317、2333、2334、 2341、2383、2418、2420、2421	50	30	山腹工 溪間工 本数調整伐	
鹿角市	3047、3050、3057、3059、3062、 3072、3080、3103、3120～3122、 3131、3135、3147、3103、3108、 3113、3169、3170～3173	22	18	山腹工 溪間工 本数調整伐	
北秋田市	206、207、211、241、257、258、 261、1001、1002、1006～1008、 1012～1015、1017～1021、1023、 1024、1026、1035、1038、1039、 1041、1042、1044、1047、1050、 2004、2007、2009、2012、2014、 2016、2017、2028、2030、2031、 2034～2037、2039～2041、 2043～2054、2058、2061、 2064～2067、2074、2080、2082、 2083、2085、2087、2091、2092、 2007、2014、2023～2026、2043、 2072、2088、2099、2108～2111、 2128、2139、2150、2159、2201、 2569、2575、2580	97	48	山腹工 溪間工 本数調整伐	
小坂町	3008、3010、3011、3034、3085	5	4	溪間工 本数調整伐	

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市 町 村	区 域		前半5ヵ年の計画		
上小阿仁村	7、8、41、43、44、46、53、63、 65～67、72～74、78、79、94、 99、100、103、104、108、111、 147、159	25	18	溪間工 本数調整伐	
藤 里 町	1140、1134、1135、1153、1154	5	4	溪間工 地すべり防止工	
三 種 町	113	1	1	山腹工 溪間工	
八 峰 町	157	1	1	溪間工	
五城目町	2011、2014、2015、2019、2021、 2022、2023、2056	8	-	溪間工	
井 川 町	2063、2065、2066、2068、2069、 2070	6	4	山腹工 溪間工	
計		225	131		

第6 その他必要な事項

○保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市 町 村	区域 (林班)				
水かん	能代市	1～31、35～62、64～92、 134～152、1001～1004、 1048～1055、(常)6	6,641.38	別紙1のと おり	史跡	0.36
	大館市	1～12、14、17～22、27 ～55、83、88、92～139、 141～145、149、151～ 157、161～177、1001～ 1013、1017～1033、1036 ～1058、2063～2086、 2201～2332、2334～2341、 2344～2407、2410～2418、 2420～2425	35,461.59		保健	49.3
					砂指	1.44
					県特1	106.22
					県特2	679.59
	鹿角市	3036～3075、3077～3080、 3101～3181	33,931.47	県特3	1,037.28	
				保安施	0.10	
				特母	21.57	
	北秋田市	206～266、1001～1053、 2001～2161、2569～2582、 (三)1、(合)5、(大)5	54,476.03	保健	2,536.91	
				砂指	52.83	
				国特保	208.25	
				国特1	349.93	
				国特2	1,213.56	
				国特3	824.11	
				鳥保特	256.92	
	小坂町	3001～3035、3081～3088	10,169.76	保健	2,079.95	
				砂指	232.77	
				国特保	2,604.76	
				国特1	2,604.76	
				国特2	10,984.06	
				国特3	1,189.47	
				鳥保特	430.17	
				史跡	71.81	
				特母		
				保健	2,673.71	
				砂指	105.20	
				国特保	300.61	
				国特1	2,477.37	
				国特2	465.77	
				国特3	4.60	
				鳥保特	2,598.40	
				特史跡	2,603.00	

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区域 (林班)				
水かん	上小阿仁村	1～72、75～165	15,919.14	別紙1のと おり	砂 指	43.77
					県特1	130.37
		県特2	317.81			
		県特3	2,286.83			
	藤 里 町	1005～1035、1039～1047、 1102～1130、1133～1141、 1144～1147、1157～1187	15,888.29		砂 指	56.60
					県特1	195.71
					県特2	41.52
			県特3	434.52		
			自環特	2,465.50		
	三 種 町	102～122、127～133	1,432.46			
	八 峰 町	156～176、(塙)1～3	3,603.78	土 流	32.15	
				砂 指	7.71	
				県特2	66.00	
				県特3	566.24	
	五 城 目 町	2001～2018、2020、2022 ～2056、2058～2060、 (浅)1	7,323.65	県特1	43.63	
				県特2	394.95	
				県特3	438.09	
	小 計		184,847.55			
土 流	能 代 市	32～34、44、65、80、 1201、1203～1205、1267、 1268、(常)2	428.55	保 健	40.13	
				県特2	40.13	
	大 館 市	12～16、22～26、56～82、 84～93、140、146～150、 158～160、170、1041、 1107、2076、2079、2201、 2202、2227、2300	3358.86	保 健	23.13	
				砂 指	5.87	
				特 母	14.57	
	男 鹿 市	2089、2101	73.50	風 致	42.76	
			定特1	42.76		
			定特3	30.74		
	鹿 角 市	3047、3106、3109、3148、 3149、3172	302.18	国特2	41.20	
	北 秋 田 市	1010、2016、2043、2094	372.19	県特3	216.53	

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区域 (林班)				
土 流	上小阿仁村	63、64、67、73、74	1,036.79	別紙1のと おり	保 健	123.25
					砂 指	0.27
	県特2	204.18				
	県特3	469.57				
	藤 里 町	1037、1131、1132、1135、 1141～1144	1,504.12		砂 指	35.34
					県特1	87.69
					県特2	36.57
井 川 町	2067	25.42	県特3	383.90		
八 峰 町	159、161	38.17	水かん	32.15		
五 城 目 町	2017	7.26				
小 計		7,147.04				
土 崩	北 秋 田 市	1005、1009、1012	88.82	県特3	23.60	
				鳥保特	23.60	
小 計		88.82				
飛 砂	能 代 市	153～155	333.33	潮 害	23.29	
				保 健	249.28	
小 計		333.33				
潮 害	能 代 市	153	23.29	潮 害	23.29	
				小 計	23.29	
干 害	大 館 市	1014、1015、1034～1036	378.28			
				鹿 角 市	3150	17.76
				潟 上 市	2071～2073	220.36
				井 川 町		965.13
				小 計		1,581.53
なだれ	能 代 市	74	1.86			
				北 秋 田 市	1042、1047、2043、2067、 2072	90.64
				上小阿仁村	63、74	53.91
				藤 里 町	1162、1165、1174	16.53
				小 計		162.94
保 健	能 代 市	4、13、14、153～155、 1201～1203、	387.42	土 流	40.13	
				飛 砂	249.28	
				県特2	65.40	
				史 跡	18.46	

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区域 (林班)				
保 健	大 館 市	148、149、1097～1100	72.43	別紙1のと おり	水かん	49.30
					土流	23.13
	砂指	5.87				
	特母	14.57				
	鹿 角 市	3042、3043、3130～3140	2,536.91		水かん	2,536.91
					砂指	17.98
					国特保	208.25
					国特1	179.42
					国特2	932.59
国特3				442.13		
鳥保特				252.89		
北 秋 田 市	1029、1030、1035～1037、 1040、1043、1045、1049 ～1051、2003～2007、 2009、2010、2013、2015、 2066～2072、2146	2,267.78	水かん	2,079.95		
			県特1	353.76		
			県特2	1,296.59		
			県特3	45.61		
			史跡	28.62		
小 坂 町	3028、3033、3081～3088	2,673.71	水かん	2,673.71		
			砂指	4.69		
			国特保	300.61		
			国特1	2,264.07		
			国特2	56.94		
			鳥保特	2,598.40		
			特史跡	2,598.40		
上小阿仁村	63、74	177.16	土流	123.25		
			なだれ	53.91		
藤 里 町	1162、1165、1174	16.53	県特2	177.16		
			なだれ	16.53		
八 峰 町	168、173	102.24	県特3	14.31		
			県特2	102.24		
	小 計	8234.18				
風 致	男 鹿 市	2090～2092、2101、2102	565.15	土流	42.76	
				定特保	21.84	
				定特1	325.59	
	小 計	565.15				
	計	195,039.53				
保安施	大 館 市	1076	0.10	水かん	0.10	
				計	0.10	

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区域 (林班)				
砂 指	能 代 市	1~4、6~8、10、11、15、18、 46、140、141、143~152、 1001~1004、1054、1055	133.34	別紙3の とおり	史 跡	0.21
	大 館 市	19、131、136、138、140、 142、144、148、149、151、 171、176、177、1015、1016、 1027、1028、1040、1041、 1043、1047、1049、1051、 1053、1054、1056、1058、 1062、1066、1077、1080、 1096、1110、1111、1114、 1116~1119、1121、1122、 1125~1128、1130、1137~ 1139、1141~1144、1146、 1147、2205、2206、2208~ 2214、2225~2227、2230~ 2238、2242~2245、2255~ 2258、2260、2270~2274、 2277~2280、2285、2287~ 2293、2299、2313~2319、 2324~2326、2332、2333、 2339、2340、2342、2345~ 2347、2391~2405、2410~ 2414、2416、2417、2420、 2422、2423	491.27		水かん	1.44
					土 流	5.87
					保 健	5.87
				県特2	6.66	
				県特3	15.61	
				特 母	5.57	
	鹿 角 市	3041、3044、3046、3053、 3058、3064、3069、3071、 3076、3077、3080、3101、 3102、3108、3130、3136~ 3144、3170	127.60		水かん	52.83
					保 健	17.98
					国特2	9.61
					国特3	14.44
	北 秋 田 市	206、208、210~212、239、 240、249~251、256、266、 1003、1005、1042、2002、 2009~2014、2016、2033~ 2035、2037~2045、2047~ 2050、2054~2060、2063、 2064、2072、2093、2133、 2136、2140、2143、2144、 2149、2156、2159	342.33		県特3	45.16

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区域 (林班)				
砂 指	小 坂 町	3001~3004、3006、3014~ 3024、3027~3029、3081~ 3086、3088	212.02	別紙3の とおり	水かん	105.20
					保 健	4.69
					国特1	26.96
					国特2	5.37
					鳥保特	27.47
					特史跡	27.47
	上小阿仁村	26、63、64、66~68、70、72、 119、121、123、124、128、 132、138、139、146、148、 153	99.42		水かん	43.77
					土 流	0.27
					県特2	9.50
					県特3	2.81
	藤 里 町	1005~1008、1010、1011、 1015、1018~1020、1023、 1034、1039、1041、1108~ 1110、1112、1113、1116~ 1122、1128、1129、1131~ 1136、1140、1147、1149、 1151、1152、1154~1158、 1176、1177	288.55		水かん	56.60
					土 流	35.34
					県特2	13.54
					県特3	14.89
					自環特	41.99
	三 種 町	95、96、99~101、104、105、 108~110、112、114、115、 124、126	35.31			
	八 峰 町	156、159~169、171~176	102.10		水かん	7.71
					県特2	16.82
					県特3	11.94
	五 城 目 町	2012、2013、2019、2024~ 2026、2028~2033、2035~ 2037、2042、2043、2047~ 2051	183.87		県特2	40.93
					県特3	48.88
	計		2,015.81			
国特保	鹿 角 市	3131、3132	208.25	別紙2の とおり	水かん	208.25
					保 健	208.25
					鳥保特	141.00
	小 坂 町	3087	300.95		水かん	300.61
					保 健	300.61
					鳥保特	300.95
					特史跡	300.95
	小 計		509.20			
国特1	鹿 角 市	3042、3043、3047、3048、 3130、3133、3134、3137	360.50		水かん	349.93
					保 健	179.42

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区域 (林班)			
国特1	小坂町	3019、3022、3026～3028、 3081～3086、3088	2,523.54	別紙2の とおり	水かん 2,477.37 保 健 2,264.07 砂 指 26.96 鳥特保 2,305.13 特史跡 2,305.13
	小 計		2,884.04		
国特2	鹿角市	3042、3047、3127～3134、 3136～3139	1,266.86		水かん 1,213.56 土 流 41.20 保 健 932.59 砂 指 9.61 鳥保特 115.92
	小坂町	3019、3022、3026～3028、 3083～3087	473.45		水かん 465.77 保 健 56.94 砂 指 5.37 鳥保特 17.15 特史跡 17.15
	小 計		1,740.31		
国特3	鹿角市	3049、3050、3129、3130、 3133、3135、3136、3140、 3141	835.75		水かん 824.11 保 健 442.13 砂 指 14.44
	小坂町	3088	4.60		水かん 4.60 特史跡 4.60
	小 計		840.35		
計			5973.90		
定特保	男鹿市	2092	21.84		風 致 21.84
	小 計		21.84		
定特1	男鹿市	2089、2091、2092、2101、 2102	363.03		土 流 42.76 風 致 325.59 史 跡 3.77
	小 計		363.03		
定特2	男鹿市	2085、2087、2089～2091、 2096、2100、2102 (男)10、15～21	510.69		風 致 217.72
	小 計		510.69		
定特3	男鹿市	2084～2090、2093～2100 (男)10、15～19	1,367.37		土 流 30.74
	小 計		1,367.37		
計			2,262.93		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区域 (林班)				
県特1	大館市	2223、2224、2226、2229、 2248～2250、2253、2266、 2318	106.42	別紙2の とおり	水かん	106.22
	北秋田市	1029～1031、1035、1036、 1040、1049、2003～2006、 2010、2013、2014	369.61		水かん	232.77
					保 健	353.76
					史 跡	44.47
	上小阿仁村	69、71	130.37		水かん	130.37
	藤里町	1022、1135、1136	283.40		水かん	195.71
					土 流	87.69
	五城目町	2034、2044	43.63	水かん	43.63	
	小 計		933.43			
県特2	能代市	1201、1202	66.97		土 流	40.13
					保 健	65.40
	大館市	2223～2226、2229、2247～ 2250、2252、2253、2266、 2316～2321、2325	686.67		水かん	679.59
					砂 指	6.66
	北秋田市	1022、1023、1027、1029～ 1037、1040、1043、1045、 1049～1051、2003～2007、 2010、2013～2015、2018、 2019、2025	2,659.32		水かん	2,604.76
					保 健	1,296.59
					鳥保特	405.16
					特 母	69.54
					史 跡	481.71
	上小阿仁村	60、61、63、67、71、73、74、 78、79	593.63		水かん	317.81
					土 流	204.18
					なだれ	53.91
					保 健	177.16
					砂 指	9.50
	藤里町	1020、1021、1131、1133、 1147	85.02		水かん	41.52
					土 流	36.57
					砂 指	13.54
	八峰町	168、170、171、173	185.2		水かん	66.00
					保 健	102.24
					砂 指	16.82
	五城目町	2019、2022、2024、2029、 2034、2039、2043、2044	437.85		水かん	394.95
					砂 指	40.93
	小 計		4714.66			
県特3	能代市	(二)1、2	47.89			
	大館市	2214、2223～2225、2228～ 2230、2318～2320、2324、 2325	1,061.26		水かん	1,037.28
					砂 指	15.61

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区域 (林班)			
県特3	北秋田市	1011～1015、1022、1023、 1027～1041、1043、1045、 1049～1053、2004～2016、 2018～2020、2022～2028	11,451.25	別紙2の とおり	水かん 10,984.06 土流 216.53 土崩 23.60 砂指 45.16 鳥保特 807.91 史跡 161.82
	上小阿仁村	64、66、67、69～71、73	2,766.88		水かん 2,286.83 土流 469.57 砂指 2.81
	藤里町	1009、1010、1020、1021、 1023、1029、1030、1133、 1134、1140、1142～1144 1165、1174	848.32		水かん 434.52 土流 383.90 なだれ 14.31 保健 14.31 砂指 14.89
	八峰町	164～167、171、172	578.18		水かん 566.24 砂指 11.94
	五城目町	2019、2024、2025、2028、 2033、2034、2039、2043、 2044、2047、2048、2053	493.22		水かん 438.09 砂指 48.88
	小計		17247.00		
	計		22,895.09		
自環特	藤里町	1017～1020	2,465.50	別紙3の とおり	水かん 2,465.50 砂指 41.99
計		2,465.50			
鳥保特	鹿角市	3132	256.92		水かん 256.92 保健 252.89 国特保 141.00 国特2 115.92
	北秋田市	1012、1031、1033、1034	1213.07		水かん 1,189.47 土崩 23.60 県特2 405.16 県特3 807.91 史跡 229.21
	小坂町	3081～3088	2,623.23		水かん 2,598.40 保健 2,598.40 砂防 27.47 国特保 300.95 国特1 2,305.13 国特2 17.15 特史跡 2,623.23
計		4,093.22			

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区域 (林班)			
特史跡	小 坂 町	3081~3088	2,627.83	別紙3の とおり	水かん 2,603.00
					保 健 2,598.40
					砂 指 27.47
					国特保 300.95
					国特1 2,305.13
					国特2 17.15
					国特3 4.60
					鳥保特 2,623.23
	計		2,627.83		
史 跡	能 代 市	4、147	19.03		水かん 0.36
					保 健 18.46
	砂 指 0.21				
	男 鹿 市	2096	3.77	定特1 3.77	
	北 秋 田 市	1029~1031、1033、1040、 2018、2019、2025	688.00	水かん 430.17	
保 健 28.62					
				県特1 44.47	
				県特2 481.71	
				県特3 161.82	
				鳥特保 229.21	
				特 母 69.54	
	計		710.80		
特 母	大 館 市	108、126、148、149	36.14		水かん 21.57
					土 流 14.57
				保 健 14.57	
				砂 指 5.57	
	北 秋 田 市	2018、2157	71.81		水かん 71.81
県特2 69.54					
				史 跡 69.54	
	計		107.95		

注1 () 書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

- | | |
|-----------|-------------------|
| (常)：常盤財産区 | (三)：三木田官行造林組合 |
| (合)：合川町 | (大)：大阿仁財産区 |
| (塙)：塙川財産区 | (浅)：五城目町(旧浅見内神明社) |
| (男)：男鹿市 | (二)：二ツ井町 |

注2 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林	国特3＝国立公園第3種特別地域
土流＝土砂流出防備保安林	定特保＝国定公園特別保護地区
土崩＝土砂崩壊防備保安林	定特1＝国定公園第1種特別地域
飛砂＝飛砂防備保安林	定特2＝国定公園第2種特別地域
潮害＝潮害防備保安林	定特3＝国定公園第3種特別地域
干害＝干害防備保安林	県特1＝県立自然公園第1種特別地域
なだれ＝なだれ防止保安林	県特2＝県立公園第2種特別地域
保健＝保健保安林	県特3＝県立公園第3種特別地域
風致＝風致保安林	自環特＝自然環境保全地域特別地区
保安施＝保安施設地区	鳥特保＝鳥獣保護区特別保護地区
砂指＝砂防指定地	特史跡＝特別史跡名勝天然記念物
国特保＝国立公園特別保護地区	史跡＝史跡名勝天然記念物
国特1＝国立公園第1種特別地域	特母＝特別母樹林
国特2＝国立公園第2種特別地域	

別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
<p>1 伐 採 の方法</p>	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
<p>2 伐 採 の限度</p>	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
2 伐 採 の 限 度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号2(1)の樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
3 植 栽	<p>1 方法に係るもの 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

別紙2 自然公園における施業の方法

区分	施業の方法
特別保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第1種特別地域	<p>1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	一般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区分	施業方法
砂防指定地	県条例で定めるところによる。
自然環境保全地域特別地区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度」に関する覚書（昭和49年10月8日49林野計第405号）による。
鳥獣保護区特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
史跡名勝天然記念物	指定の目的に応じた施業を行う。
特別母樹林	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）による。

計 画 事 項 の 別 表

別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分	森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数		208,360.61	
能 代 市	1～92、134～155、500、1001～1004、 1048～1055、1201～1205、1267、 1268、1500	8,788.26	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
大 館 市	1～177、500、1001～1158、1500、 2063～2086、2201～2425、2700	41,905.09	
男 鹿 市	2084～2102	1,895.68	
鹿 角 市	3036～3080、3101～3181、3500	36,168.26	
潟 上 市	2071～2073	270.26	
北 秋 田 市	206～266、1001～1053、2001～2161、 2500、2569～2582、2800	57,103.31	
小 坂 町	3001～3035、3081～3088、3500	10,426.51	
上小阿仁村	1～165、500	17,748.66	
藤 里 町	1005～1047、1101～1187、1500、1600	18,133.51	
三 種 町	93～133、500	2,412.16	
八 峰 町	156～176、500	3,796.00	
五 城 目 町	2001～2056、2058～2060、2500	8,681.01	
井 川 町	2061～2070	1,031.90	

注 森林の区域（林班）は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

2 森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分	森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数		26,201.19	
市 町 村 別 内 訳	能 代 市 1～4、6～8、10、11、13、15、18、 32～34、44、46、65、74、80、140、 141、143～155、1001～1004、1054、 1055、1201、1203～1205、1267、1268	771.87	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)

単位 面積：ha

区 分	森林の区域（林班）	面 積	施業方法	
市 町 村 別 内 訳	大館市	12～19、22～26、56～82、84～93、 131、136、138、140、142、144、146 ～151、156～161、170、171、176、 177、1015、1016、1028、1040、1041、 1043、1047、1049、1051、1053、1054、 1056～1058、1062～1066、1071、1075 ～1080、1096、1107、1110、1114、 1116～1119、1121、1122、1125～1128、 1130、1137～1139、1141～1144、1146、 1147、2076、2079、2201、2202、2205、 2206、2208～2217、2225～2228、2230 ～2238、2240～2245、2249、2255～ 2258、2260、2266、2270～2274、2277 ～2280、2285、2287～2293、2299～ 2301、2308、2311、2313～2319、2324 ～2326、2332、2333、2339、2340、 2345～2347、2391～2405、2410～2414、 2416、2417、2420、2422、2423	5,318.38	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	男鹿市	2089、2092、2101、2102	140.80	
	鹿角市	3036、3037、3040、3041、3044～3047、 3053、3058、3064、3068～3071、3073、 3076、3077、3080、3101、3102、3106、 3108～3110、3114、3120、3130～3149、 3158、3160、3161、3163～3165、3170、 3172	4,115.98	
	北秋田市	206、208、210～212、239、240、249 ～251、256、266、1003、1005、1008 ～1010、1012、1017、1018、1020、 1022、1023、1025～1033、1040、1042、 1047、1049、2002、2009～2014、2016、 2022、2029～2031、2033～2035、2037 ～2045、2047～2050、2053～2064、 2067～2072、2074～2081、2085、2086、 2093～2095、2133、2136、2137、2140、 2142～2144、2149、2156、2159	5,370.38	
	小坂町	3001～3004、3006、3007、3009～3012、 3014～3024、3026～3029、3032～3034、 3081～3086、3088	2,027.17	
上小阿仁村	5、26、52、53、62～68、70～76、119、 121、123、124、128、132、138、139、 146、148、153	3,757.18		

単位 面積：ha

区 分	森林の区域（林班）	面 積	施業方法	
市 町 村 別 内 訳	藤 里 町	1005～1012、1015、1016、1018～1025、 1033、1034、1037、1039、1041、1108 ～1110、1112、1113、1116～1122、 1128、1129、1131～1136、1140～1144、 1147～1158、1162、1165、1174、1176、 1177	3,158.29	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	三 種 町	95、96、99～101、104、105、108～ 110、112、114、115、119、124、126	38.90	
	八 峰 町	156、159～176	915.15	
	五 城 目 町	2007、2012、2013、2017、2019、2024 ～2026、2028～2044、2047～2051、 2060	504.59	
	井 川 町	2063、2067、2068	82.5	

注 森林の区域（林班）は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

② 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分	森林の区域（林班）	面 積	施業方法	
総 数		242.19		
市 町 村 別 内 訳	能 代 市	74、153～155	93.84	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	北 秋 田 市	1042、1047、2043、2067、2072	93.64	
	上小阿仁村	63、74	54.71	

注 森林の区域（林班）は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

③ 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	施業方法
総数		39,249.29	
能代市	4、13、14、24、31、147、154、155、1002～1004、1201～1203	601.38	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
大館市	78、108、126、148、149、1092、1097～1101、1131～1134、2214～2217、2223～2226、2228～2230、2247～2250、2252、2253、2266、2284、2311、2313、2316～2321、2325、2373	2,178.71	
男鹿市	2087、2089～2092、2096、2100～2102	703.30	
鹿角市	3042、3043、3047～3050、3057、3058、3060、3062、3064、3068、3071、3073、3107、3109、3110、3114、3115、3127～3134、3136～3140、3145、3146、3148、3149、3158、3161、3163、3175	4,235.23	
北秋田市	226、227、1011～1015、1020、1022、1023、1025～1037、1040、1043、1045、1049～1053、2002～2007、2010、2013～2015、2018、2019、2023～2028、2037、2041、2042、2055、2066～2072、2076～2078、2081～2084、2094、2146、2147、2157	13,413.37	
小坂町	3017、3019、3022、3026～3028、3033、3081～3088	3,514.29	
上小阿仁村	5、52、53、60、61、64～66、68、69、71、73、78、79、132、133	4,239.24	
藤里町	1007、1009、1010、1012、1015～1026、1029、1030、1033、1131～1140、1147、1162、1165、1174	7,306.69	
三種町	110、111、115、116、119、121	46.14	
八峰町	164～168、170～176	1,987.65	
五城目町	2019、2022、2029～2034、2039、2043、2044、2047	1,023.29	

注 森林の区域（林班）は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。